

令和4年

第2回 農業委員会会議録

阿蘇市農業委員会

## 令和4年 第2回 阿蘇市農業委員会会議録

1 開催日時 令和4年2月10日（木曜） 午後3時開会

2 開催場所 阿蘇市役所保健センター2階会議室

3 農業委員出席者（黒：出席、赤：欠席）

1番	古閑 隆一	2番	古澤 一雄	3番	石本 健二	4番	岩下 浩徳
5番	井手 孝義	6番	田代 純一	7番	榎木 すみ子	8番	竹原 真理子
9番	山口 正孝	10番	岩下 保男	11番	知里口 香穂里	12番	山内 市男
13番	西村 豊治	14番	田嶋 政隆	15番	今村 光也	16番	梅井 浩二
17番	黒川 龍己	18番	和田 敏喜	19番	木村 広典		

4 農地利用最適化推進委員出席者（黒：出席、赤：欠席）

1番	中村 秀政	2番	市原 英一	3番	今井 健一	4番	佐藤 範一
5番	五嶋 誠次	6番	山本 利幸	7番	藤井 博徳	8番	河崎 利徳
9番	永野 成男	10番	白石 正明	11番	竹原 忠信	12番	古木 雄三
13番	山中 健二	14番	大友 浩喜	15番	佐藤 弘明	16番	室 恒和
17番	園田 賢臣	18番	高木 正明	19番	江藤 則一	20番	野上 勝喜
21番	山本 眞一						

\*新型コロナウイルス感染防止対策のため出席を求めています。

5 議事

- ・報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について
- ・議案第5号 農地法の規定による許可申請書の審議について
- ・議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について
- ・議案第7号 農地移動適正化あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

6 農業委員会事務局出席者

事務局長 徳永 稔 事務局次長 碓井 東 参事 今村清信

## 7 会議の概要

事務局 それでは、ただいまより開会します。本日は、委員 19 名中 18 名の出席で定足数に達していますので、会議規則により第 2 回阿蘇市農業委員会を始めたいと思います。それでは、開会宣告と併せて会長よりご挨拶いただきます。

議長 皆さん、こんにちは。本日は、新型コロナウイルスの感染防止対策として、農地利用最適化推進委員の出席をご遠慮願って総会を開催しております。

また、2月15日からの農地パトロールについては、よろしくお願ひします。それでは、まず農業委員会憲章の唱和を、本日は農業委員 1 番委員お願ひします。

唱和・・・・・・・・(省略)

ありがとうございました。

議長 本日の提案件数は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告 15 件、農地法の規定による許可申請書の審議について、第 3 条によるもの 8 件、第 4 条によるもの 3 件、第 5 条によるもの 7 件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の審議について、所有権移転 2 件、利用権の設定 18 件、使用貸借権の設定 2 件、農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について 5 件、従いまして会期は本日 1 日とします。

なお、議事録署名委員については、3 番委員、4 番委員へお願ひ致します。

それでは最初に、報告第 2 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告について事務局より説明願ひします。

事務局 報告第 2 号の 15 件については、農地法 18 条第 6 項に基づく当事者合意による解約報告であります。

順位 1 番から順位 15 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積、等につきましては、議案書のとおりとなっています。

議長 報告第 2 号について質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問がないようですので、以上で報告第 2 号を終わります。続きまして、議案第 5 号農地法の規定による許可申請書の審議について 3 条 8 件、4 条 3 件、5 条 7 件、まず 3 条から説明願ひします。

事務局 議案第 5 号農地法第 3 条による許可申請の 8 件の譲受人は、農地法第 3 条及び同施行規則第 17 条 2 項 2 号に適合する者であり現状も農地の形態を成しています。順位 1 番から 8 番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積、申請理由、譲受人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 農地法第 3 条の審議に移りたいと思いますが、質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。3条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので農地法3条8件は決定します。

つづきまして、第4条3件、第5条7件の転用許可について事務局より説明願います。

事務局 本議案第5号農地法第4条による、転用許可申請の3件は、いずれも農地法第4条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第4の許可基準を満たした農地です。順位1番から3番の、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

また、農地法第5条による、転用許可申請の7件は、いずれも農地法第5条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第5の許可基準を満たした農地です。

順位1番から7番の、譲渡人(貸人)、譲受人(借人)、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 本日の現地調査については、新型コロナウイルス感染防止のため事務局で行っておりますので、事務局より現地調査の報告をお願いいたします。

事務局 今回は、事務局にて現地調査を行いました。調査結果を報告いたします。まず、はじめに本日のすべての案件の排水関係は、区長及び関係者の同意もあり適切に計画されていることを報告します。また、農地区分第1種及び2種農地については、代替地の検討を行った結果の計画であります。 それでは、

○ 4条順位1番を説明します。

申請地は、市役所内牧支所から南西へ、約1.8kmのところになります。

申請面積は1,369㎡で、雇用者の寮(建築面積75.2㎡)駐車場、農機具等置場及び資材置場を計画するものです。農地区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地となります。集落接続により転用が可能となります。

○ 4条順位2番を説明します。

申請地は、市役所から北東へ、約3.3kmのところになります。申請面積は2,064㎡で、ライスセンター(建築面積252㎡)、畜舎(建築面積441㎡)を計画するものです。農地区分は、農用地区域内農地となります。農用地区域内農地ですが農業用施設の計画のため転用は可能です。なお、環境条例に伴う協議については並行して行っていると聞いております。

○ 4条順位3番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所から北西へ、490mのところになります。申請面積は850㎡で、雇用者の寮(建築面積57.96㎡)農業用倉庫(建築面積132㎡)を計画するものです。農地区分は、阿蘇市役所から500m以内にある農地につき第2種農地となり、転用が可能となります。

○ 5条順位1番を説明します。

申請地は、市役所内牧支所から北東へ、約1.0kmのところになります。

隣接でキャンプ場を運営しており敷地拡張のため、申請面積246㎡の敷地をキャンプ場の周遊林として植林を計画するものです。農地区分は、農地の広がりがない10ha未満の第2種農地となり、転用は可能となります。

○ 5条順位2番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所から南東へ、約230mのところになります。申請面積は、244㎡の敷地に個人住宅（建築面積64.61㎡）を計画するものです。農地区分は、阿蘇市役所から半径300m以内に位置するため第3種農地となり、原則許可となります。

○ 5条順位3番を説明します。

申請地は、阿蘇地域振興局から南西へ、約1.2kmのところになります。申請面積は、277㎡の敷地に個人住宅（建築面積74㎡）を計画するものです。農地区分は、農地の広がりがない10ha以上の第1種農地となりますが、集落接続により転用は可能となります。

○ 5条順位4番を説明します。

申請地は、JR赤水駅から北東へ、約270mのところになります。申請面積は、499㎡の敷地に個人住宅（建築面積127㎡）を計画するものです。農地区分は、JR赤水駅から半径300m以内に位置するため第3種農地となり、原則許可となります。

○ 5条順位5番を説明します。

申請地は、JR赤水駅から北東へ、約270mのところになります。申請面積は、85㎡で隣接転用地の進入路として通路を計画するものです。農地区分は、JR赤水駅から半径300m以内に位置するため第3種農地となり、原則許可となります。

○ 5条順位6番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所から北西へ、約290mのところになります。申請面積は、248㎡で隣接転用地の進入路として通路を計画するものです。農地区分は、阿蘇市役所から半径300m以内に位置するため第3種農地となり、原則許可となります。

○ 5条順位7番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所から北西へ、約290mのところになります。申請面積は、330㎡の敷地に個人住宅（建築面積120㎡）を計画するものです。農地区分は、阿蘇市役所から半径300m以内に位置するため第3種農地となり、原則許可となります。

以上で、現地調査報告を終わります。なお、調査班（事務局）としては、すべての案件について許可相当と判断しております。

議長 ありがとうございます。地元農業委員さん、推進委員さんから補足説明は、

ございませんか。

(発言なし)

議長 それでは、4条、5条の転用許可申請の審議に移りたいと思います。

何か質問はありませんか。

12番委員 4条順位2番についてお尋ねします。100頭ぐらいの牛を計画されていますが申請地は、どのような周辺状況になっていますか。集落から離れているのですか。地元の農業委員さんご意見も伺いたい。

事務局 集落からは一定距離離れております。

18番委員 地元農業委員としては、集落近くにある牛舎の移転となるので、現在の環境よりも良くなり問題ないと考えます。

12番委員 わかりました。

議長 他に質問はありませんか。

9番委員 ライスセンターは、騒音や粉じんについて、昔は問題があったと聞くがその点はいかがですか。

事務局 周辺は、集落から一定距離離れており南に基盤整備の農地がありますので個人住宅への影響はないに等しい状態になります。

18番委員 住宅区域内にある既存施設の郊外への移転となるので、現在の環境よりも良くなり問題ないと考えます。

9番委員 わかりました。

議長 他に質問はありませんか。

11番委員 1種農地と2種農地と農用地区域内農地の違いを教えてください。

事務局 第1種農地は、周辺の農地の広がり10ha以上で、第2種農地については、周辺の農地の広がり10ha未満で、第3種農地については、住宅区域内の農地となり、農用地区域内農地については基本的には農業振興区域内の基盤整備が完了した農地となります。転用可能な農地としては、3種農地、2種農地、1種農地の順番になります。農用地区域内農地については、原則転用不可ですが農業用施設（農業用倉庫、畜舎、堆肥舎、ライスセンター等）については転用可能となります。

11番委員 わかりました。

議長 他に質問はありませんか。

8番委員 牛舎を計画する際には、地域の同意を必要としたと思うのですが現状ははいかがでしょうか。

事務局 大規模の牛舎等の畜舎を計画する場合は、環境条例等の条件をクリアする必要がありますが、同意ではなく計画周辺地域への事業計画の説明責任を果たすものであり、現在実施中と聞いております。

8番委員 わかりました。

議長 他に質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。4条、5条案件について、許可相当と判断することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので農地法4条3件、5条7件は決定します。  
これで議案第5号3条、4条、5条については、決定いたしました。

議 長 続いて議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について事務局より説明願います。

事務局 議案第6号所有権移転の2件は、いずれも農振農用地内農地のため、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。  
順位1番から2番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 議案第6号の所有権移転について何か質問はありませんか。  
(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。所有権移転案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので所有権移転2件は決定します。

議 長 次に議案第6号2番の利用権設定について説明願います。

事務局 議案第6号2番の利用権設定の18件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。  
順位1番から順位18番までの、賃貸人、借借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 議案第6号2番の利用権設定の審議に移りたいと思います。何か質問は、ありませんか。  
(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。利用権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので利用権設定18件は決定します。

事務局 議案第6号3番の使用貸借権設定の2件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。  
順位1番から順位2番までの、貸借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 議案第6号3番の使用貸借権設定の審議に移りたいと思います。何か質問は、ありませんか。  
(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。使用貸借権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 これで議案第6号は、すべて原案のとおり決定いたしました。

議長 続いて議案第7号農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について事務局より説明願います。

事務局 順位1番から5番の、売渡人、譲受候補者、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

順位1番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の13番委員と21番委員にお願いしたいと思います。

順位2番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の10番委員と12番委員にお願いしたいと思います。

順位3番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の4番委員と10番委員にお願いしたいと思います。

順位4番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員8番委員と13番委員にお願いしたいと思います。

順位5番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員6番委員と18番委員にお願いしたいと思います。

議長 議案7号のあっせん委員の指名について何か質問はありませんか。

(質問、発言なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案7号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので、議案第7号は原案のとおり決定します。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手を願います。

(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、阿蘇市農業委員会第2回総会を閉会いたします。